課題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			を府内全域に拡大し、府内全ての市町村民に対して救急医療相談サービスを提供することができるようになった。	終的に白紙となったが、本協議を通じて府の用水供給料金の値下げを実現(22年4月) ・府内15市と連携し、救急医療相談の共同運営(救急安心センター)を開始(22年4月)さらに、対象地域を府内全域(33市9町1村)に拡大(22年12月)・国際コンテナ戦略港湾の選定に向け、大阪市、神戸市、大阪府、兵庫県など6者が応募者となって計画書を選定委員会に提出し、阪神港が国際コンテナ戦略港湾に選定される(22年8月)・国の総合特区制度「国際戦略総合特区(仮称)」に、国際コンテナ戦略港湾促進協議会(大阪市、神戸市、大阪府、兵庫県及び経済団体により構成)として、「阪神港国際コンテナ戦略港湾総合特区」を提案(22年9月)
	②市政全般への民間企業等との協働の推進	外郭団体を含めた大阪市政全般について民間企業等との協働を推進する (1) 外郭団体を含めた事務事業全般について官民協働推進の観点から企業等から提案を募集する (2) 検討体制を整備する	・公共サービスの担い手の最適化などを目的とした「大阪市提案競争型民間活用」の制度を創設し、民間事業者等の活用や、協働を進めていく取組を推進することができた。 ・各所属の各事業分野においても取組が進められ、企業等との官民協働を推進することができた。	・「大阪市提案競争型民間活用監理委員会」を設置(20年8月) ・「大阪市提案競争型民間活用基本方針Ver.1」を策定(21年3月) ・民間事業者等から本市事業への参画についての提案を募集し、第一次対象事業を選定(21年10月) ・第一次対象事業について事業実施の具体化に向け所管局における実施要項の作成、事業者選定等の実施(22年度) ・「大阪市提案競争型民間活用基本方針Ver.1.1」に改訂(22年12月) ・民間事業者等からの提案募集を実施(23年1~2月) ・民間事業者等からの提案募集を実施(23年1~2月) 「主な実績」・「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」への参加事業者の拡大・「大阪駅周辺における大規模災害時帰宅困

課題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
課題	具体的取組 ③市民・地域団体との健全な協働の推進	取組目標 (1) 個別事業推進に際して、ワークショップ手法を活用するなど、市民参画の仕組みづくりを図る (2) 「未来わがまち会議」を活用し、区レベルでの地域活動のさまざまな課題について議論するための場(プラットフォーム)を形成 (3) 各局・各区ホームページの充実を図り、財務情報や市民利用施設の一元的な利用案内など、市民が必要とする情報を分かりやすくかつ積極的に情報公開・情報発信を行う	市長と市民との対話の場を拡充し、市民との協働を進めることができた。 「大阪市市民活動推進条例」を制定し、市民活動を推進するための基本理念や基本的施策を明らかにし、「地域コミュニティ活性化ビジョン」及び「大阪市協働指針」を策定することにより地域コミュニティの活性化と協働意識の醸成に向けた施策実施の基盤を構築することができた。 各区における「未来わがまち会議」の活性化を図り、区民との協働による様々な活動を実践することができた。	主な実績 難者対策検討会」の設置及び対応策(素案)の策定(23年1月) ・コンビニエンスストアとの連携開始 ・都市プロモーションの推進 ・青少年向け体験事業の実施 ・天王寺動物園サポーター制度の創設 ・まち美化パートナー制度の推進 など ・なにわ元気アップ会議 63回(20年4月~23年3月) ・ウェルカム!!なにわ元気アップ会議 23回(20年4月~23年3月) ・なにわ元気アップフォーラム 13回(20年4月~23年3月)など ・「大阪市市民活動推進条例」を制定 (18年3月) ・「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン」及び「大阪市協働指針【基本編】」を策定(22年3月) ・「大阪市協働指針【実践編】」を策定(23年3月) ・市民利用施設の一元的利用案内 (18年3月) ・予算概要などの予算資料を市民によりわ
		(4)地域振興会等地域団体や、コミュニティ協会・社会福祉協議会等本市の関与の大きい関連団体等への委託料、補助金等について実態を調査し、健全な協働推進を図る	ることで、積極的な情報発信ができた。 平成 18 年度に事業に対する地域振興活動補助金、平成 20 年度に運営基盤強化に	 ・予算概要などの予算資料を市民によりわかりやすくして公表(18年2月) ・地域まちづくり活動への行政支援情報や市内のまちづくり活動情報の一元発信(20年4月) ・ホームページのリニューブル(21年3月)
		(5)不明瞭であるとの批判のある地域団体など各種団体との関係について点検し、 業務委託契約・施設利用のあり方などを 見直す	対する地域振興交付金を設け、住民主体の 基礎的な地域活動の継続性の確保及び安 定化を図るため財政的な支援を再編整理 し、市地域振興会会計及び事務局体制につ いても日赤関係と明確に区分した。	・「包括外部監査の結果及び意見の概要(補助金及び交付金の財務事務の執行について)」を公表(18年2月)・「補助金等のあり方に関するガイドライン」を策定(19年3月)・地域振興活動協力費交付要綱(18年4月制定)を廃止し新たに、安全で安心して
		21		幕らせるまちづくりに対する助成制度を 策定(19年4月)